

## 令和5年第3回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年3月27日（月） 午後1時30分から4時8分

2. 開催場所 農業委員会議室

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（13人）

| 席次 | 氏 名   | 出欠 | 席次 | 氏 名   | 出欠 |
|----|-------|----|----|-------|----|
| 1  | 石井 昌明 | 出  | 10 | 鶴岡千鶴子 | 出  |
| 2  | 中村 誠  | 出  | 11 | 大久保貴章 | 出  |
| 3  | 大熊 陽子 | 欠  | 12 | 島根 至代 | 出  |
| 4  | 岡庭 早苗 | 出  | 13 | 内田 和夫 | 出  |
| 5  | 沖 久雄  | 出  | 14 | 岡庭 丈夫 | 出  |
| 6  | 篠田 義昭 | 出  | 推進 | 中村 清隆 | 出  |
| 7  | 秋谷 直邦 | 出  | 推進 | 浅香 利明 | 出  |
| 8  | 榎本 貞夫 | 出  | 推進 | 恩田 英世 | 出  |
| 9  | 戸邊 勲  | 出  | 推進 | 染谷 義人 | 出  |

5. 議事日程

第1 開会宣告 会長職務代理 戸邊 勲

第2 会長挨拶 会長 岡庭 丈夫

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明発行について

報告第 2号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について（公共事業に伴う一時転用）

報告第 3号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第 5号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第 5号 生産緑地の取得のあっせんについて

議案第 6号 生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について

議案第 7号 三郷市行政委員会事務局設置規程を定めることについて

議案第 8 号 三郷市農業委員会事務局規程の一部改正について

議案第 9 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

議案第 10 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について

第 6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第 7 閉会宣告 会長職務代理 戸邊 勲

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 羽ヶ崎 司

局長補佐 諏訪 頼史

7. 会議の概要

|              |                                                                                                                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸邊           | 委員の皆様、こんにちは。                                                                                                                                                                               |
| 会長職務代理       | ただいまから令和 5 年 3 月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。                                                                                                                                |
| 会長<br>(以下議長) | (開会の宣言及び開会の挨拶)                                                                                                                                                                             |
| 議長           | それでは、本日の出席委員は、大熊委員が都合により欠席となっております。そのほかは全員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。<br>それでは、会議規則第 13 条第 2 項の規定により署名委員の指名をいたします。<br>2 番 中村誠委員、4 番 岡庭早苗委員、お願いいたします。<br><br>(本人承諾の返事) |
| 議長           | それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。<br>まず、報告事項の朗読を事務局にお願いします。                                                                                                                                    |
| 諏訪局長補佐       | (報告事項読み上げ)                                                                                                                                                                                 |
| 議長           | ありがとうございます。<br>報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。                                                                                                                         |
| 議長           | それでは、続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。<br>それでは、議案第 1 号 1 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。                                                                                  |

|        |                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 諏訪局長補佐 | <p>議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「売買」、経営面積「〇〇㎡」。</p> <p>なお、こちらの案件については、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は中村誠委員の担当でございます。中村委員、内容説明お願いいたします。</p>                                                                                                                               |
| 中村誠委員  | <p>それでは、ただいまより議案第1号1番の説明に入らせていただきます。</p> <p>申請人の住所・氏名、土地の表示、経営に対しまして、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。</p> <p>(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)</p> <p>何とぞよろしく審議のほどお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>内田委員、お願いします。</p>                                                                                                |
| 内田委員   | <p>すいません。参考にちょっとお聞きします。〇〇と一緒に農業をやるほかのかたは何名ぐらいいるんですか。</p>                                                                                                                                       |
| 中村誠委員  | <p>名簿上では息子さん、奥様の2名でございます。</p>                                                                                                                                                                  |
| 内田委員   | <p>ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                             |
| 議長     | <p>ほかにございますか。</p> <p>【挙手なし】</p>                                                                                                                                                                |
| 議長     | <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>議案第1号1番に賛成のかたの挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>                                                                                                                 |

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1 番 売買 (全員賛成)

議長

それでは、続きまして、議案第 1 号 2 番は戸邊代理からの申請でございます。議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いいたします。

【会長代理 戸邊 勲委員退席】

議長

それでは、議案第 1 号 2 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第 1 号 2 番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「贈与」、経営面積「〇〇㎡」。

なお、こちらの案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は榎本委員の担当でございます。榎本委員に内容説明をお願いいたします。

榎本委員

それでは、ただいまから議案第 1 号 2 番についてのご説明を申し上げます。

申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局のほうから説明がございましたので、省略させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第 1 号 2 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

篠田委員、お願いします。

篠田委員

許可後の作付計画が畑ということで、土地の表示は現状、地目が田ということで、現在は畑の状態で使われているのでしょうか。

榎本委員

細かいことにつきましては事務局のほうから。

|             |                                                                                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長          | 事務局で分かりますか。                                                                                                                                                                     |
| 羽ヶ崎事務局<br>長 | 現場を事務局で確認してきたところ、こちらの当該地につきましては畑として現在も使用されておりまして、将来にわたっても畑として使っていくという申出をいただいております。                                                                                              |
| 篠田委員        | 分かりました。ありがとうございます。                                                                                                                                                              |
| 議長          | 写真では野菜が作付されております。よろしく願います。<br>そのほかございますか。                                                                                                                                       |
|             | 【挙手なし】                                                                                                                                                                          |
| 議長          | 質疑を打ち切ります。<br>採決をいたします。<br>議案第1号2番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。                                                                                                                           |
|             | 【全員挙手】                                                                                                                                                                          |
| 議長          | ありがとうございます。<br>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。                                                                                                                                 |
|             | 2番 贈与 (全員賛成)                                                                                                                                                                    |
| 議長          | それでは、戸邊代理の入室をお願いいたします。                                                                                                                                                          |
|             | 【会長代理 戸邊 勲委員着席】                                                                                                                                                                 |
| 議長          | 続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。                                                                                                                                   |
|             | 【議案第2号に係る申請地のビデオ上映】                                                                                                                                                             |
| 議長          | それでは、再開をいたします。<br>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。<br>なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。今月は、議案第3号3番、4番、5番、6番につきまして内部調査会を開催しております。<br>それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。 |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 諏訪局長補佐 | <p>議案第2号1番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「鷹野三丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「専用住宅」。</p> <p>申請地の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、東京外環自動車道三郷南出口がおおむね300m以内にあるため、第3種農地であると判断されます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は内田委員の担当でございます。内田委員に内容説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 内田委員   | <p>それでは、ただいまから議案第2号1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、土地の表示、施設概要につきましては事務局のとおりですので、省略いたします。</p> <p>また、場所につきましても見てのとおりです。</p> <p>それでは、内容についてご説明いたします。</p> <p>今回の申請は専用住宅ということで、理由書が提出されていますので、読み上げます。</p> <p>(理由書朗読)</p> <p>利用計画としまして、木造2階住宅1棟、建築面積〇〇㎡、延べ床面積〇〇㎡です。さらに、駐車場2台を設けます。</p> <p>現地の同意はあります。</p> <p>続きまして、被害防除ですが、東側、新設コンクリートブロック2段、西側、新設コンクリートブロック2段、南側、新設コンクリートブロック2段、北側、一部新設コンクリートブロック2段を積んでいます。出入口は市道5632号線に接続しております。汚水は合併浄化槽7人槽で処理後、北側道路側溝へ放流、雨水は雨水浸透ますを設置、北側道路側溝へ放流いたします。</p> <p>その他の参考事項として、誓約書はあります。</p> <p>(資金計画について説明)</p> <p>農地区分は、先ほどありましたように第3種農地です。</p> <p>何ら問題はないと思いますが、慎重なご審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手なし】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長     | <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

議案第2号1番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 専用住宅 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第3号1番につきましてですが、去る3月23日に申請の取下げ書を受理いたしましたので、今回の申請は取下げとなりましたことをご報告いたします。

事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局報告のとおり取下げがございましたので、審議はしないことといたします。

それでは、続きまして、議案第3号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第3号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「采女一丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「住宅用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は中村誠委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。

中村誠委員

では、ただいまより第3号2番の説明に入らせていただきます。

譲受人、譲渡人、権利の種類、土地の表示、施設概要といたしましては、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地に至りましても、先ほどのビデオどおりでございますので、それも省略させていただきます。

(以降、申請人について説明)

転用目的、住宅用地。

申請理由に至りましては、理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、利用計画でございます。自己用住宅、木造平家1棟、建築面積〇〇㎡、床面積〇〇㎡、駐車場スペースあり。

隣地の同意は必要なしでございます。

続きまして、被害防除でございます。東側、コンクリートブロック2段積み、西側、出入口のため作りません。南側、コンクリートブロック5段積み、北側はなしでございます。また、汚水に関しましては、合併浄化槽5人槽で処理後、北側水路へ放流。雨水は、雨水浸透ますから北側水路へ放流。

誓約書あり。

(資金計画について説明)

以上で私の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

|         |        |
|---------|--------|
| 2番 住宅用地 | (全員賛成) |
|---------|--------|

議長

続きまして、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第3号3番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「栄四丁目〇〇」、地目「畑」、地積



「〇〇㎡」、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は篠田委員の担当でございます。篠田委員に内容説明をお願いいたします。

篠田委員

それでは、ただいまから議案第3号3番を説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局の説明どおりでございますので、省略いたします。

また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

（以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明）

所有している車両はございません。現在使用している駐車場等もございません。

以上が申請人の説明でございます。

続いて、利用計画についてですが、駐車台数20台の月極駐車場が目的となっております。

隣地の同意について、必要はございません。

理由書が提出されておりますので、読み上げます。

（理由書朗読）

続いて、被害防除の関係ですが、東側と南側、H鋼コンクリート板柵土留め、単管パイプ柵が1.2m、それぞれアイドリングストップ看板がつきます。西側、単管パイプ柵が1.2m、北側が出入口となっております、H鋼コンクリート板柵、単管パイプの1.2m、停止線と4m×7mのコンクリート舗装、会社案内看板が設置されます。敷地内は砂利敷きです。

以上が被害防除です。

その他参考事項といたしまして、誓約書が提出されております。

また、20人の契約要望がございます。

（資金計画について説明）

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第3号4番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「谷口〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「レンタル車置場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、市役所庁舎がおおむね300m以内にあるため、第3種農地であると判断されます。

事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は島根委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根委員

それでは、ただいまから議案第3号4番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請内容ですが、転用目的がレンタル車置場用地。会社から申請地までの距離及び時間ですが、1.5km、車で5分です。

申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意は必要ありません。

続いて、被害防除ですが、被害防除、東側、単管パイプ高さ1m、西側、鋼板塀高さ2m、南、一部既設単管パイプ高さ1m、一部新設単管パイプ高さ1m、

出入口アスファルト塗装、停止線、市道３６４１号線、会社看板、アイドリングストップ看板、出入口チェーン止め、北側、新設コンクリートブロック５段積み、アイドリングストップ看板、敷地内砂利敷き。

以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、誓約書を頂いております。

（資金計画について説明）

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第３号４番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

大久保委員、お願いします。

大久保委員

すいません。聞き逃したのかもしれませんが、レンタル車は何台ぐらい置く予定ですか。

島根委員

利用計画といたしましては、レンタル車置場３４台、うち来客者駐車場４台となっております。

議長

大久保委員、よろしいですか。

大久保委員

はい。

議長

そのほかございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第３号４番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

|              |        |
|--------------|--------|
| ４番 レンタル車置場用地 | （全員賛成） |
|--------------|--------|

議長

続きまして、議案第３号５番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第3号5番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「新和五丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、同じく「新和五丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、計2筆「〇〇㎡」、施設概要「診療所用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は私、岡庭の担当でございますので、私から内容説明を申し上げます。

まず、譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名、権利の種類、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局のとおりでございますので、省略させていただきます。

申請地につきましてもビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

ここで申請に関する理由を説明させていただきます。

(理由書朗読)

転用目的は診療所用地でございます。本社から申請地まで1km、約3分ということでございます。

利用計画でございますが、建築面積〇〇㎡、延べ床面積〇〇㎡、2階建てでございます。来客駐車場は17台、診療所用地として利用していくとのことでございます。

隣地の同意につきましては、必要なしということで。

被害防除につきましては、東側、一部新設コンクリートブロック5段、一部新設コンクリートブロック3段、アイドリングストップ看板、西側、新設コンクリートブロック4段プラスネットフェンス1m、南側、新設コンクリートブロック3段、出入口停止線、病院看板、北側、一部新設コンクリートブロック3段プラスアルミメッシュフェンス1m、一部新設コンクリートブロック7段プラスアルミメッシュフェンス高さ1m。汚水は、新設公共汚水ますを通り南側下水道へ放流、雨水は、来客用駐車場下に雨水貯水槽71㎡を設置し、最終雨水浸透ますを通り、南側側溝に放流ということでございます。

(資金計画について説明)

特に問題はないかと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま議案第3号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

補足説明させていただきますが、もし許可になった場合には、オープンは来年2月というふうに聞いてございます。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第3号5番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 診療所用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第3号6番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「新和五5丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「薬局用地」。  
申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。  
事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。  
この案件は私、岡庭の担当でございます。私から内容説明を申し上げます。  
譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名、権利の種類、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局の発表のとおりでございますので、省略させていただきます。  
(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)  
転用目的ですが、薬局用地でございます。  
理由書が上がっていますので、読み上げさせていただきます。  
(理由書朗読)  
本社から申請地まで20km、40分ということでございます。  
利用計画ですが、建築面積〇〇㎡、延べ床面積〇〇㎡、2階建てでございます。来客者駐車場が3台、先ほどの医療法人のほうと仕切りはございませんので、両方行き来できるということでございます。  
隣地の同意については必要ございません。  
被害防除ですが、東側、新設コンクリートブロック5段、一部新設コンクリー

トブロック3段、一部新設地先ブロック、出入口停止線ということでございます。西側、新設地先ブロック、南側、新設地先ブロック、一部新設コンクリートブロック5段、北側は特になしということでございます。敷地内は砂利敷きとなっております。污水につきましては、合併浄化槽12人槽で処理をして東側水路に放流するということでございます。污水は、雨水浸透ますを通り、最終ますに合流後、東側水路へ放流ということでございます。

(資金計画について説明)

特に問題ないかと思いますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま議案第3号6番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号6番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

|         |        |
|---------|--------|
| 6番 薬局用地 | (全員賛成) |
|---------|--------|

議長

ここで暫時休憩といたします。開会時間2時45分をお願いいたします。

【14分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

続きまして、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第4号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

諏訪局長補佐

案第4号1番、申出人住所・氏名「〇〇・〇〇」、死亡・故障の生じた者住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「新和一丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、主たる従事者であったことの証明を受けたい期日、令和〇〇年〇〇月〇〇日。

事務局からは以上でございます。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長      | <p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は私、岡庭の担当でございます。私から内容説明申し上げます。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請でございます。申出人の住所・氏名、死亡・故障の生じた者の住所・氏名、土地の表示、主たる従事者であったことの証明を受けたい期日については事務局のとおりでございますので、省略させていただきます。</p> <p>(現地・申出人について説明)</p> <p>続きまして、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>(理由書朗読)</p> <p>医師から診断書が出ております。この診断書が出る前につきましては、従事日数として150日を農作業に従事しておりました。今はできないということでございます。</p> <p>説明のほうは以上とさせていただきます。</p> |
| 議長      | <p>ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。</p> <p>岡庭早苗委員、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 岡庭早苗委員  | <p>(挙手により質疑)</p> <p>所有者でなくても、そこの働き手として従事していた者が従事できなくなったということになると、結局そういう処理能力がなくなってくるわけなので、こういう申請が出てくるの。私は今まで本人名義になっているもので生産緑地にしていて、30年たったから解除できるのかなと思ってたんですけども。そうじゃなくて、働き手がなくなったら、所有者名じゃなくても、該当してくるものなのかなって、そこがちょっと分からなかったんですけども。</p>                                                                                                                                                        |
| 議長      | <p>どうしましょう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 羽ヶ崎事務局長 | <p>それでは、事務局からお答えさせていただきます。</p> <p>生産緑地につきまして、基本、所有者でなくても耕作者でできるというふうに理解しております。今回、従事者であるかたが故障によりこれ以上農業できないという形での申請となります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 岡庭早苗委員  | <p>分かりました。じゃ、たまたまで。すいません。今までのたまたま所有者のかたが故障したというかたたちだったのかなと思います。すいません、基本的なことを分かっているなくて。ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長      | <p>ほかにございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第5号「生産緑地取得のあっせんについて」を上程いたします。  
それでは、議案第5号1番について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第5号1番、三郷第2015-6号生産緑地地区における取得のあっせん依頼について。

こちらの議案書と一緒に、こちらの概要一覧表という資料を配付させていただきました。こちらの資料のほうに概要一覧表及び案内図がございますので、併せてご覧ください。

こちらの案件は、主たる従事者が亡くなったことによる買取り申出となります。三郷市長より、生産緑地の取得発生について依頼文が農業委員会宛てに届いております。こちらを受けまして、農業委員会としてのあっせん業務となります。

あっせんの対象者でございますが、近隣農業従事者となります。申請地付近の農家組合にあっせんの案内文を郵便にて行いたいと考えております。

地番、面積、買取り希望価格は概要のとおりでございます。

ご承認いただきましたら、申請地付近の農家組合長に回覧という形で郵送し、来月4月の総会にてご報告をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございます。  
ただいま議案第5号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第5号1番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。



【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第6号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を上程いたします。

議案第6号1番については篠田委員の担当でございます。篠田委員に内容説明をお願いいたします。

篠田委員

議案第6号1番についてご説明いたします。

先月の総会時に、議案第3号1番、生産緑地の取得のあっせんについての議決を得て、農業委員会において三郷第63号生産緑地地区の取得あっせんをすることになりました。それを受けて、前川3区の農家組合を通じ近隣農業者へのあっせんを行いました。買取り希望者が現れず、あっせんができない状況でございます。

以上、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第6号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第6号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第7号「三郷市行政委員会事務局設置規程を定めることについて」、議案第8号「三郷市農業委員会事務局規程の一部改正について」は関連がございますので、一括して上程いたします。

それでは、議案第7号、議案第8号について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

諏訪局長補佐

議案第7号及び第8号につきましては、一括してご説明をさせていただきます。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>別紙１、議案第７号関係という書類と、別紙２、議案第８号関係という書類をご覧ください。</p> <p>議案第７号につきましては、令和５年４月１日からの機構改革により、監査委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局は引き続き存続いたしますが、これら３つを包括する組織として新たに行政委員会事務局を設置することから、三郷市行政委員会事務局設置規程を定めるものでございます。</p> <p>また、３つの行政委員会の独立性は保ちつつ、その補助組織、各３つの事務局については相互に連携することにより、行政の効率化や事務ノウハウの担保を図ることを目的とした規程となっております。</p> <p>続きまして、議案第８号のほうをご覧ください。</p> <p>議案第７号におきまして、新たに３つを包括する組織として行政委員会事務局を設置するに当たり、３つの各事務局規程の文言の整合性を図るための一部改正となっております。具体的には、第３条及び第５条において事務局長補佐を次長に改めること、第８条及び第９条においては次長の文言を新たに追加するものでございます。</p> <p>詳細につきましては、お手元にお配りした資料をご参照いただければと思います。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> |
| 議長      | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第７号、第８号について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>岡庭早苗委員。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 岡庭早苗委員  | <p>（挙手により質疑）</p> <p>案の中で見ていって、議案第７号は７条で終わってしまう。８条、９条というのは。これとこれは違うの。議案７号と８号の関係の結びつきというのは。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 羽ヶ崎事務局長 | <p>７号と８号は別のものでございます。８号が現行の農業委員会事務局規程を改正するということで、３条、５条、８条、９条をこのように直しますということで改定案をつけさせていただいております。</p> <p>機構改正を行うということで、７号につきましてはその３つの委員会を包括する行政委員会事務局というものが新設されるということで新しい規程ができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 岡庭早苗委員  | <p>じゃ、それはないということですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 羽ヶ崎事務局長 | <p>７号は、これが全部新設です。８号については一部改正なので、改正部分だけお示ししております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡庭早苗委員 | 分かりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長     | <p>そのほかございますか。</p> <p>資料の内容についてご理解いただけましたか。2つ、7号と8号を出しておりますが、内容がまるきり違いますので、ご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>大丈夫かな。</p> <p>【挙手なし】</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長     | <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>まず、議案第7号に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長     | <p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。</p> <p>続きまして、議案第8号に賛成のかたは挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長     | <p>ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長     | <p>続きまして、議案第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を上程いたします。</p> <p>議案第9号について、事務局に議案の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 諏訪局長補佐 | <p>それでは、皆様のお手元に三郷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針という資料がありますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。</p> <p>こちらにつきましては、改正農業委員会法の内容を反映した修正を埼玉県及び農業委員会より求められているものでございます。</p> <p>具体的に見ていきますと、2－1の（1）遊休農地の解消目標について、こちらにつきまして表があるかと思うんですが、こちらは令和5年から3年後の令和7年及び目標年である令和9年の5年間におけるそれぞれの数値を記載させていただいております。</p> <p>1ページめくっていただきまして、（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法というところで、この部分につきましては新たに文章のほうを追加させていただきました。</p> |

議長

次に、2の(1)担い手への農地利用集積目標、こちらも表があるかと思うんですけども、1番の(1)と同様、現状の令和5年度から3年後の目標、令和7年度、そして目標年である令和9年度の5年間におけるそれぞれの数値を記載させていただいております。

その下の(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法、こちらの部分につきましては、新たに文章を追加させていただいております。

事務局からの説明につきましては以上でございます。

ありがとうございます。

それでは、補足を局長からお願いいたします。

羽ヶ崎事務局長

この三郷市農業委員会農地利用最適化推進に関する指針につきましては、5年前この指針を定めさせていただきまして、来年度が最終年度として5年間の指針が定められておりました。ところが、農業委員会法が改正されたことによって、現在持っている指針ではその法律に即さないということで、法律に即した形の指針に変えるようにということで県及び農業会議から依頼があり、最終年度を待たず今年度改正をさせていただくというところでございます。

この指針につきましては様々な運用がされており、三郷のように5年間で計画を定めるところもございまして、農業委員の改選のときに新たな指針をつくって、その3年間でその目標というようにところでつくられているものも多いというふうに聞いております。

ただ、この2の具体的な目標推進方法、評価方法で、この遊休農地の発生解消目標ですとか担い手への農地集約についてということで、目標を13.76%としておりますが、国はこの目標を80%としており、県も50%という設定をされております。ただ、三郷市を初めとする都市近郊かつ農業振興地域のないところにおいては、農地集積というものについては非常に厳しい状況があるというところで、これ国や県の集積率の目標には達しないというところで、三郷の現状に即した形でこの数値にしております。

また、新規参入の促進についても、過去何度かアプローチはあっても、やはり農地があまりにも高く、三郷市で新規就農するというのはなかなか困難だということで、こちらについても非常に厳しい状況ではありますが、引き続き法人化なり、そういう企業の参入等々を目指したというようにところも含めて1という形をつくっております。

議長

ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

中村推進委員。

中村推進委員

2枚目の上から2番の③の農業委員会サポートシステム、これは現在も運用されているものですか。

|         |                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 羽ヶ崎事務局長 | <p>こちらは、現在も運用はされております。ただ、三郷市はこの農業委員会サポートシステムとは別のシステムで運用しているというところがあり、現在のシステムを改修してサポートシステムに情報が送れるような形で対応しております。また今年度当初に推進委員に各1台ということでタブレットの導入をしておりますので、サポートシステムからタブレットにデータをおくり、現地で地図を見たりすることができるようになると考えております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 中村推進委員  | <p>この名称ではまだ運用されていないんですね、三郷市は。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 羽ヶ崎事務局長 | <p>そうです。三郷市は運用していないです。ただ、全国的には動いているというところでございます。</p>                                                                                                                                                                               |
| 中村推進委員  | <p>これ令和5年3月、現在の日付で指針としてこの文言で問題はないということですか。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 羽ヶ崎事務局長 | <p>はい。こういう形で書くと。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 中村推進委員  | <p>分かりました。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長      | <p>ほかにごありますか。</p> <p><b>【挙手なし】</b></p>                                                                                                                                                                                             |
| 議長      | <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>議案第9号に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>                                                                                                                                             |
| 議長      | <p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。</p>                                                                                                                                                                         |
| 議長      | <p>続きまして、議案第10号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。</p> <p>議案第10号について、事務局に議案の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                          |
| 諏訪局長補佐  | <p>令和5年度最適化活動の目標の設定等という用紙をご覧いただければというふうに思います。</p>                                                                                                                                                                                  |

1 枚目、こちらにつきましては前回と特に数値等変わっておりませんので、記載のとおりとなっております。

2 枚目をお開きください。

こちら最適化活動の成果目標というところで、農地の集積、①番、②番でございます。こちらについては先ほど局長からお話がありましたとおり、埼玉県が目標集積率 50%ということになってございますので、そちらの 50%の数値に基づいて数式を入力して、このような形で数値を出してございます。

そして、(2)の遊休農地の解消の部分につきましては、皆様にご協力をいただきました遊休農地の令和 4 年度の結果のほうを入力をさせていただいてございます。

次のページをご覧ください。

(3)の新規参入の促進につきましては、こちら記載のとおりでございます。

2 番、最適化活動の活動目標、こちらにつきましても前回の令和 4 年度と特に数値的な変更はございませんので、記載のとおりとさせていただきます。

こちらの目標設定につきましては、この後、承認をいただきましたら、埼玉県農業会議にお示しします。そこで承認をいただきましたら、埼玉県に提出という形になります。ただ、農業会議のほうでもしご指摘等をいただいて数値等の変更がございましたら、また次回の総会のほうでご報告とさせていただければというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ありがとうございます。  
質問のある方は挙手にてお願いしたいと思います。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。  
採決をいたします。  
議案第 10 号に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。  
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。  
ここで暫時休憩といたします。開会時間 3 時 35 分でお願いします。その間に、各地区におきまして情報交換をお願いしたいと思います。耕作放棄地等の情報交換をお願いします。  
また、東和地区におきましては、年度末でございます。環境行動推進事業実行委員会から委員の派遣についての依頼が来てございます。いわゆる緑のカーテン、ゴーヤの 4 月からの新しい委員さん、令和 5 年度は東和地区からですので、東和

|        |                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>地区から1名委員の選出をお願いします。決定しましたら、開会後に地区世話人のほうから報告をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、35分まで暫時休憩となります。その間に協議をお願いしたいと思います。</p> <p>【18分暫時休憩】</p>                                                                                                    |
| 議長     | <p>それでは、再開をいたします。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 議長     | <p>続きまして、その他に移らせていただきます。</p> <p>その前に、ただいま協議で決まった点の報告をさせていただきます。</p> <p>まず、環境行動推進事業実行委員会、新しい委員の報告につきまして、東和地区の篠田世話人から報告をお願いします。</p>                                                                                                  |
| 篠田委員   | <p>緑のカーテンの委員は岡庭会長にやっていただくことと決まりましたので、よろしく願いいたします。ご報告いたします。</p>                                                                                                                                                                     |
| 議長     | <p>それでは、各地区におきまして協議されたと思いますが、報告につきましてお願いしたいと思います。</p> <p>まず、中村推進委員のほうからお願いいたします。</p>                                                                                                                                               |
| 中村推進委員 | <p>3か所ほど荒れ地があるという、所有者が分かっているんですけども、耕作放棄地に当たるほどの荒れ地ではないんですが、ただ周りの人から見て、例えば種が飛んできたり嫌だなという苦情が出ているというところで、近隣から直接は言いづらいので、行政機関、市役所から何か手を打っていただけないかという提案がありました。近日中に現地を見て、その結果を事務局に相談させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | <p>続いて、浅香推進委員からお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 浅香推進委員 | <p>別にありません。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長     | <p>続きまして、恩田委員からは。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 恩田推進委員 | <p>東和地区は別にありませんので、よろしく。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 議長     | <p>続きましては、染谷委員からお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 染谷推進委員 | <p>特にございませんでした。</p>                                                                                                                                                                                                                |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長      | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、その他に移らせていただきます。</p> <p>まず、（１）番といたしまして、審議会、協議会の報告についてありましたらお願いいたします。</p> <p>島根委員、お願いします。</p>                                                                                                                                     |
| 島根委員    | (環境推進実行委員会について報告)                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長      | <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにごありますか。</p> <p>【報告なし】</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 議長      | <p>その他で報告ございましたらお願いいたします。</p> <p>【報告なし】</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 議長      | <p>それでは、事務局からの連絡事項ということで、局長のほうからお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 羽ヶ崎事務局長 | <p>それでは、事務局からの連絡事項についてご説明申し上げます。</p> <p>①農業委員・推進委員の募集要項について</p> <p>②農家組合長会議について</p> <p>③埼玉県議会議員選挙における服務規律の確保について</p> <p>④農地利用最適化推進１・１・１活動報告書の提出について</p> <p>⑤２０２２農業委員会活動記録簿の提出について</p> <p>⑥県外視察について</p> <p>⑦事務局職員の人事異動について、</p> <p>事務局からの連絡事項は以上でございます。</p> |
| 議長      | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、補佐のほうからお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 諏訪局長補佐  | <p>それでは、農業振興課からの連絡事項を申し上げます。全部で５点でございます。</p> <p>①盆栽クラブ役員会 ４月１０日（月） 農業委員会議室</p> <p>②盆栽クラブの総会 ４月２８日（金） 農業委員会議室</p> <p>③農家組合長会議 ４月２６日（水） 大会議室</p> <p>④農業青年会議所総会 実施日未定</p>                                                                                     |



⑤三郷ジューシーあすばらPR販売 実施日未定 市民ギャラリー  
事務局からは以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして今月の総会を閉会とさせていただきます。

閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

戸邊

長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。

会長職務代理

今月の総会では、農地法3条が2件承認、4条が1件、5条が5件許可相当となりました。また、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」につきまして1件が承認、「生産緑地の取得あっせんについて」、「生産緑地の取得あっせん依頼の回答について」につきましてそれぞれ承認となりました。さらに、「三郷市行政委員会事務局設置規程を定めることについて」、「三郷市農業委員会事務局規程の一部改正について」、「農地等の利用の最適化推進に関する指針の見直しについて」、「令和5年度最適化活動の目標の設定について」など、非常に多くの議事につきまして慎重にご審議いただきました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。  
以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。